

平成23年度

鹿児島県公立事務職員協会研究大会(前期)

研究発表資料

- 事務室による『学校評価』を自覚した学校改善
についての一考察

期 日：平成23年8月4日(木)

会 場：ホテルウェルビューかごしま

鹿 児 島 地 区 B 班



はじめに

学校評価については、文部科学省において平成14年4月に施行された小学校設置基準等により、各学校は自己評価の実施とその結果の公表に努めるとともに保護者等に対する情報提供についても積極的に行うこととされた。

平成19年6月に学校教育法、同年10月に学校教育施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられ、さらなる学校評価の推進を図ることとされた。

平成20年には、従前のガイドラインについて「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」における議論を踏まえ、高等学校を対象に加えた「学校評価ガイドライン[改訂]」が作成された。

本県においても、同年5月に学校評価に係わる県立学校管理規則の一部を改正する規則が施行され、すべての学校は自己評価を行うとともに、その結果を踏まえた学校関係者評価委員による評価を行い、それぞれの評価結果を県教育委員会に報告することとなった。

さらに、文部科学省に置かれた「学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査協力者会議」における議論を踏まえ、第三者評価の在り方に関する記述を充実し、また、高等学校・特別支援学校について、その特性を踏まえた学校評価の在り方及び当該ガイドライン活用に当たっての留意点が示された、新たな「学校評価ガイドライン[平成22年改訂]」に改訂され、現在に至っている。

については、事務室においても学校評価の現状を再確認するとともに、学校運営に参画するに当たって、学校評価を通じていかに説明責任を果たし、学校改善に取り組むべきかを考察するものである。

目 次

1 学校評価とは	1
(1) 学校評価の必要性と目的	
(2) 学校評価の実施及び公表	
2 学校評価の分類	4
(1) 評価者による分類	
(2) 評価内容による分類	
3 学校評価と学校要覧	5
(1) 学校要覧について	
(2) 学校設置基準との関連	
(3) 学校要覧から派生する学校評価PDCAサイクル(例)	
4 事務室の対応及び課題(甲南高等学校の場合)	6
(1) 平成22年度 学校評価年度末アンケート結果(事務室関係)	
(2) 平成23年度 学校努力目標(事務室関係)	
(3) 平成23年度 学校評価に係る努力目標(事務室関係)	
5 今後の取組	7
(1) 学校評価結果に基づく取組	
(2) 学校評価により期待される取組と効果	
○ 関連資料	
(1) 「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」の概要	
(2) 自己評価・学校関係者評価の進め方のイメージ例	

1 学校評価とは

(1) 学校評価の必要性と目的

学校の自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すことが重要となっている。また、学校が説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を進めていくことが必要とされている。

これらのことから、学校評価は、次の3つを目的として実施するものとされている。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

(学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕から抜粋)

- 学校評価については、学校教育法に次のように規定されている。

学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※ 幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

(学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕から引用)

- 上記法令の「文部大臣の定めるところ」の内容については、学校教育法施行規則に次のように規定されている。

学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※ 幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

(学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕から引用)

(2) 学校評価の実施及び公表

前述(1)により、各学校は法令上、

- ① 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、
 - ② 保護者などの学校関係者による評価(「学校関係者評価」)を行うとともにその結果を公表するよう努めること、
 - ③ 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること、
- が必要となっている。

- 本県県立学校における学校評価については、平成20年5月27日教育委員会規則第10号により、学校評価に係わる県立学校管理規則の一部を改正する規則が施行され、すべての学校は自己評価を行うこと、そして、それぞれの結果を県教育委員会に報告することとされている。

鹿児島県立学校管理規則

第25条の2 校長は、学校の教育目標、教育計画その他必要な事項を年度当初に保護者等説明するものとする。

2 校長は、前項の教育目標等を達成するために、教育活動その他の学校運営の状況について、その実情に応じ、適切な項目を設定し、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 校長は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の幼児、児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

4 校長は、第2項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。

- 学校評価の実施方法等について、県教育委員会は、次のように規定している。

学校評価実施要領

鹿児島県教育委員会

1 学校評価の目的

学校評価は、学校が自らの教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善をすることにより教育水準の向上を図るために行うものである。

また、その結果を説明・公表することにより、保護者・地域住民等から理解と参画を得て、その連携協力による開かれた信頼される学校づくりに資することを目的とする。

2 学校評価の実施方法

(1) 自己評価(教職員による評価)

ア 学校は、教育目標や経営方針を踏まえ、重点的に取り組む必要がある明確な目標を設定する。

イ 目標達成に向けて、具体的な評価項目・指標を設けて、目標の達成状況や取組状況を評価する。

ウ 評価結果を受けて、課題・改善策を検討し、次年度に生かしていく。

(2) 学校関係者評価(学校関係者評価委員による評価)

ア 学校は、保護者・学校評議員・地域住民等からなる学校関係者評価委員会を設置する。

イ 学校関係者評価委員は、当該校に対する理解を深めるために、学校の教育目標・計画等の説明を受け、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員や生徒との対話等を行う。

ウ 学校関係者評価委員会は、当該校の自己評価の結果及び今後の改善策、重点目標や評価項目等の在り方等について評価する。

エ 学校関係者評価によって、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が一体となり学校の現状と課題について共通理解を深め、その連携協力による学校運営の改善を促進する。

(3) 評価結果の公表

各学校は、自己評価・学校関係者評価の結果と、それらを踏まえた今後の改善方策について、学校便り等への掲載、PTA総会等での説明、学校のホームページや地域広報誌への掲載などにより、広く保護者や地域住民等に公表する。

(4) 設置者への報告

各学校は、自己評価・学校関係者評価の結果及び今後の改善方策等をとりまとめた報告書を3月末日までに教育委員会に提出する。

3 その他

「学校評価実施に当たっての配慮事項」に留意する。

学校評価実施に当たっての配慮事項

1 実施について

(1) 自己評価

- ア 目標設定に当たっては、重点的に取り組む必要のある項目を精選し焦点化する。
- イ 数値目標を設定するなど、達成状況を具体的に把握できるようにする。
- ウ 年度途中に評価(中間評価)を行い、その段階での問題点、改善策、効果等について適切に把握し、最終的に年間の評価を行う。
- エ 評価の実施に当たっては、児童・生徒・保護者アンケート等や児童・生徒等による授業評価などを適宜行い活用する。
なお、その際は匿名性の担保に配慮する。

(2) 学校関係者評価

- ア 学校長が学校関係者評価委員を委嘱し、学校関係者評価委員会を設置する。
- イ 学校関係者評価委員の数は5人程度を基本とし、任期は原則として1年間とする。
なお、再任は妨げない。
- ウ 実施については、次のような例が考えられる。
(例) 第1回 : 1学期 学校運営方針・学校評価等の説明、授業参観等
第2回 : 2学期 中間評価の評価、学校行事の参観、施設の観察等
第3回 : 3学期 自己評価(最終)の評価、教職員との対話等
- エ 児童・生徒等や保護者、地域住民を対象とするアンケート(外部アンケート)の実施を学校関係者評価に代えることはできない。

(3) 評価結果の公表

評価結果及びそれを踏まえた今後の改善策等を公表する際には、適切な工夫をして、わかりやすく説明し公表する。

(4) 報告書の提出

後日送付する報告様式に記載し、高等学校長は高校教育課長あて、特別支援学校長は義務教育課長あて、3月末日までに提出する。

2 評価基準

評価を行う際には、4・3・2・1の段階評価を用いて行うこと。その目安は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|------------------|
| 4 : 十分達成できている。 | 3 : おおむね達成できている。 |
| 2 : やや不十分である。 | 1 : 不十分である。 |

3 その他

「学校評価ガイドライン(平成22年改訂)」(平成22年7月20日 文部科学省編)および「学校関係者評価を活かしたよりよい学校づくりに向けて」(平成21年3月 文部科学省編)、「学校の第三者評価の評価手法等に関する調査研究」(平成22年3月)を参考にする。

2 学校評価の分類

(1) 評価者による分類

「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」（平成22年7月20日 文部科学省編）では、前述の法令の規定を踏まえて、学校評価の実施手法を次の3つの形態に整理している。

- ① 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- ② 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
- ③ 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

● 各用語の概要については、次のとおりとされている。

自己評価

- 自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。
- 教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置づけるべきものである。

第三者評価

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。
- 第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

(2) 評価内容による分類

● 学校においては、大きく、次のようにも分類できるものとする。

分類	内容
教育内容面に係る評価	直接、児童・生徒に係わる教育内容に関する評価
教育環境面に係る評価	教育を支える施設・設備整備、人的・物的配備などに関する評価

3 学校評価と学校要覧

(1) 学校要覧について

『現代学校教育大辞典』(ぎょうせい 2004)では、学校要覧を『個々の学校が、学校の教育計画や経営計画の概要をわかりやすくまとめた小冊子であり、年度ごとに作成されている。学校要覧は、その年度の計画の概略をもって、参観者や保護者、地域の関係機関等への理解を図るために作成されている場合が多い。特に作成の義務付けはないため、学校の独自性に基づいて工夫されるものである。だれを対象におくかによって、内容や体裁が変わってくるのである。学校内はもちろんのこと、学校外の関係者にも広く理解され活用されることを意図するならば、PR誌的性格が望まれる。』としている。

(2) 学校設置基準との関連

平成14年4月に施行された小学校設置基準及び中学校設置基準において、各学校は自己評価の実施とその結果の公表に努めること、また、保護者等に対する情報提供について、積極的に行うこととされた。

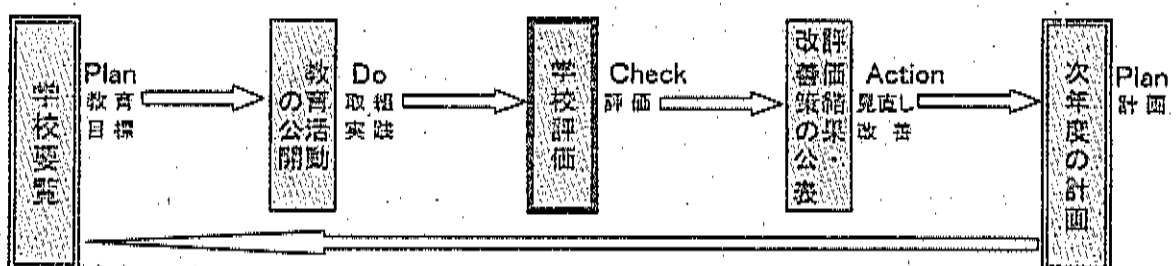
また、この基準の設置に際しての文部科学省事務次官通知「小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について」(平成14年3月29日 13文科初第1157号)では、その趣旨を『開かれた学校づくりを推進し、学校としての説明責任を果たしていく上で、学校が保護者等に対して積極的に情報を提供することが必要である。』と述べている。

さらに、情報の積極的な提供の留意事項として、次の3点を挙げている。

- ① 小学校等においては、その説明責任を果たす観点から、それぞれの学校や地域の状況等に応じて、教育活動その他の学校運営状況について、保護者や地域住民等に対し、積極的に情報を提供するようにすること、
- ② 提供すべき情報としては、例えば、学校の概要、教育目標、教育課程、教育活動の状況などが考えられること、
- ③ 情報を提供する方法については、各学校において、例えば、学校だよりの活用や説明会との開催、インターネットの利用など、多くの保護者や地域住民等に提供することができるような適切な方法を工夫すること、

このことから、学校が提供すべき情報は、学校要覧に掲載されている内容で説明責任を果たすことができ、さらに、学校の情報提供の第一の手段として学校要覧を挙げることができるのではないか、と考えられる。

(3) 学校要覧から派生する学校評価PDCAサイクル(例)



4 事務室の対応及び課題

(甲南高等学校の場合)

(1) 平成22年度 学校評価年度末アンケート結果(事務室関係)

《段階評価とその目安》

- 1 : よくあてはまる (満足している / 大変努力している)
- 2 : ややあてはまる (やや満足している / 努力している)
- 3 : あまりあてはまらない (あまり満足していない / あまり努力していない)
- 4 : 全くあてはまらない (不満である / 努力不足である)

(単位:%)

	評価項目	段階評価			
		1	2	3	4
職員 自己評価	生徒が安全に生活し、学習に励むことのできる環境の整備に取り組んでいる。	43	53	4	0
生徒 学校評価	学校は、生徒の学習環境が整うように、施設・設備面での整備に努めている。	34	42	19	5
保護者 学校評価	学校は、施設・設備面での整備に努め、生徒の学習環境を整えている。	42	51	7	0

(2) 平成23年度 学校努力目標(事務室関係)

- 本年度の学校努力目標のうち、主として事務室関連については、次のとおりである。

<p>④ 学習環境の整備と施設の改善・活用</p> <p>ア オすべての教育活動において、安全が確保されるよう、施設・設備の定期的な安全点検を行うなど安全管理を徹底するとともに、生徒への安全指導の充実を図る。</p> <p>イ 生徒・職員が一体となって、校内の清掃・美化、身の回りの整理整頓に努め、常に学習にふさわしい環境を維持する。</p> <p>ウ 校内LANをはじめ、LL教室、視聴覚室、パソコン室など施設の有効活用を図るとともに、本館の大規模改修を念頭に適切な教室等の配置を検討する。</p> <p>エ 体育施設の開放、生涯学習県民大学の実施など、学校施設の開放を促進する。</p> <p>オ 創立百周年記念事業の一環として建設された「二甲記念館」の有効活用に取り組みるとともにPTA、同窓会との密接な連携を図り、多彩な教育活動を展開しながら、特色ある学校づくりを推進する。</p> <p style="text-align: right;">(「平成23年度 学校要覧」2 運営の概要から抜粋)</p>
--

(3) 平成23年度 学校評価に係る努力目標(事務室関係)

- ① 適正かつ効率的な予算執行
 - ・ 光熱水費等の節減を図るため、生徒・職員へのコスト意識の啓発
- ② 施設設備の維持管理及び学習環境の改善
 - ・ 昭和5年建築の本館校舎(平成19年 国登録有形文化財に指定)の大規模改修計画案の検討
 - ・ 経年による劣化に伴う屋内運動場アリーナ床全面改修の実施
- ③ 地域社会や関係団体等との連携
 - ・ 地域住民と関わる学校開放事業・生涯学習県民大学業務の円滑な推進
 - ・ 保護者への説明責任を踏まえた学校徴収金(出納)システム構築の推進
 - ・ 同窓会との連携による(財)西内教育振興基金の新公益法人制度への適切な移行の推進

今後の取組

(1) 学校評価結果に基づく取組

学校評価アンケート結果や生徒、保護者、地域住民から寄せられた意見・要望を活用し、評価の実施時期にとらわれず、当然ながら日常の業務において可能な限り速やかに改善に取り組む必要がある。

また、課題の改善や目標の達成に当たっては、客観的に状況を把握する上で、業務遂行の進捗度を数値的にとらえることは有効と考えられる。ただし、数値によって定量的に示すことのできないもの、1か年では数値的には未達成となるものにも取り組む必要があり、単に数値を上げることが目的とならないようにすべきであると思われる。

さらに、各学校の実情に即した学校評価PDCAサイクルを循環させ、組織的・継続的に改善を図るよう努める必要がある。

前述2- (2)において、学校評価をその内容により大きく二つに分類することを試みたが、その一つ「教育環境面に係る評価」に係る内容は、各学校においても事務室が主体となって取り組んでいると思われるが、その評価項目・指標等を検討する手がかりとして、「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」では、次のような例(便宜的に分類した学校運営における12分野のうちの一つ)が示されている。

■ 教育環境整備

○ 施設・設備

- ・ 施設・設備の活用(余裕教室、特別教室等の活用を含む)状況
- ・ 設置者と連携した施設・設備の安全・維持管理のための点検の取組の状況
- ・ 設置者と連携した施設・設備の安全・維持管理のための整備(耐震化、アスベスト対策を含む)の状況
- ・ 設置者と連携した多様な学習内容・学習形態などに対応した整備の状況
- ・ 設置者と連携した学校教育の情報化の状況

○ 教材・教具等

- ・ 設置者と連携した教材・教具・図書の整備の状況
- ・ 設置者と連携した学習・生活環境の充実のための取組状況

※ 施設・設備については、別途、学校施設・設備の評価に関する検討が文部科学省において進められており、学校評価と学校施設・設備の評価との関連性や役割分担を考慮しつつ検討する必要がある。

(「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」の〔参考2-1〕〔評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〕から抜粋)

(2) 学校評価により期待される取組と効果

● 学校評価の取組を通じて期待される効果については、次のように想定されている。

- 学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。これを踏まえ、設置者等は予算・人事上の措置や指導主事の派遣を行うなどの適切な支援を行うことが必要である。
- 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。
- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

(「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」1.学校評価の目的、定義と流れから抜粋)



關連資料

「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」の概要

1. 学校評価の目的

- 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図ること。
- 学校評価の実施・結果の公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者・地域住民等から理解と参画を得て、その連携協力による学校づくりを進めること。
- 設置者が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、教育水準の保証・向上を図ること。

2. 学校評価の実施手法

- (1) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- (2) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価
【学校関係者評価】
- (3) 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価
【第三者評価】

(1) 自己評価

- 各学校は、重点的に取り組むことが必要な単年度の目標を具体的・明確に定める。その目標の達成に向けた評価項目・指標を精選して設定する。
(評価項目・指標については、その検討の際の参考となる例をガイドラインに掲載。)
- 各学校は、評価項目・指標に基づき、目標の達成状況や取組状況を評価するとともに、その改善方策を検討する。
- 自己評価を行うに当たり、児童生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、児童生徒による授業評価など、児童生徒・保護者を対象とするアンケート等の結果を活用する。

(2) 学校関係者評価

- 学校関係者評価は、保護者・地域住民など学校の関係者が、自己評価の結果を評価することを通じて、

- ①自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、
 - ②学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深め、その連携協力による学校運営の改善を促進する、
- ことを目的とする。

- 各学校は、保護者、学校評議員、地域住民等からなる学校関係者評価委員会を設置する。
- 学校関係者評価委員会は、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員や児童生徒との対話等を行い、自己評価が適切に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかなどを評価する。

(3) 自己評価及び学校関係者評価の評価結果の公表、情報提供

- 各学校は、自己評価・学校関係者評価の結果と、それらを踏まえた今後の改善方策について、学校便りへの掲載、PTA総会の活用、学校のホームページや地域広報誌への掲載などにより、広く保護者や地域住民等に公表する。
- 各学校は、日頃の取組など学校に関する情報を、随時、学校便りやホームページなどを通じて保護者や地域住民に日常的・積極的に提供する。

(4) 自己評価及び学校関係者評価の設置者への報告と支援・改善

- 各学校は、自己評価・学校関係者評価の結果と今後の改善方策をとりまとめた報告書を設置者に提出する。
- 設置者は、学校評価の結果等を通じて各学校の状況を把握し、予算・人事など学校に対する支援・改善を適切に行う。
- 設置者等は、各学校における学校評価の取組の中心となる教職員や、保護者など学校関係者評価の評価者対象の研修の充実を図る。

(5) 第三者評価

- 第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえて、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。
- 第三者評価では、各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営の在り方について、自己評価や学校関係者評価に加えて、学校評価全体を充実する観点から評価し、その結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性等を提示することを基本とすることが適

当である。

- 具体的な実施体制については、地域や学校の実情等に応じて、次のような取組を含め柔軟に対応することが考えられる。
 - (ア) 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加え、学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行う
 - (イ) 例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う
 - (ウ) 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成し、評価を行う
- 第三者評価によって期待される効果と、実施のために必要な様々な負担を考慮し、必要最小限の負担で最大限の効果を得られるように工夫することが重要。
- 第三者評価の評価者は、評価結果と今後の改善方策をとりまとめた報告書を学校とその設置者に提出する。

3. 高等学校・特別支援学校の特性

- 高等学校・特別支援学校の学校運営の骨格は、小・中学校と共通する面が多く、その学校評価・情報提供の進め方が基本的に妥当する。
- ただし、高等学校は、全日制・定時制・通信制、また普通科・専門学科・総合学科など様々な形態がある。特に専門高校は、多分野にわたり専門的な内容の学科を有することから、自己評価の評価項目・指標等について特有の内容が考えられる。
- 特別支援学校についても、多様な児童生徒の実態を踏まえた対応が必要であること、特別支援教育に関するセンター的機能などの特性があり、今後さらに検討が必要。

自己評価・学校関係者評価の進め方のイメージ例

〔注〕「設置者による支援・改善」の欄を除き、特に明示がない場合には、学校がそれぞれの活動の主体になる。

* 赤字で記述した活動は、学校関係者評価委員会が活動の主体になる。

